

婚姻届

年 月 日届出
長 殿

受 理 年 月 日 第 号	発 送 年 月 日
送 付 年 月 日 第 号	長 印
書類調査 戸籍記載 記載調査 調査票 附 票 住 民 票 通 知	

(1) (よみかた) 氏名		夫 に な る 人		妻 に な る 人	
		氏	名	氏	名
生年月日		年 月 日		年 月 日	
(2) (住民登録をしているところ)(アパート・マンション等) 住 所		番地 番 号		番地 番 号	
		世帯主の氏名		世帯主の氏名	
(3) (外国人のときは国籍だけを書いてください) 本 籍		番地 番		番地 番	
		筆頭者の氏名		筆頭者の氏名	
(4) (年月日午前午後 時分受領) 夫 父母の氏名 父母との続き柄 (他の養父母はその他の欄に) (書いてください)		父	続 柄	父	続 柄
		母	男	母	女
(5) (年月日午前午後 時分受領) 不受理 夫 婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍		□夫の氏	新本籍 (左の団の氏の人がすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください)		
		□妻の氏	番地 番		
(6) (年月日午前午後 時分受領) 通 知 不受理 夫 同居を始めたとき		年 月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください)			
		年 月 日			
(7) (年月日午前午後 時分受領) 通 知 不受理 夫 初婚・再婚の別		夫	初婚 再婚 (□死別 □離別)	妻	初婚 再婚 (□死別 □離別)
		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
(8) (年月日午前午後 時分受領) 通 知 不受理 夫 同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事と		夫 妻 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯			
		夫 妻 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯			
(年月日午前午後 時分受領) 通 知 不受理 夫 夫妻の職業		夫 妻 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)			
		夫 妻 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)			
(年月日午前午後 時分受領) 通 知 不受理 夫 その他		夫 妻 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯			
		夫 妻 6. 仕事をしている者のいない世帯			
届出人 署名押印		夫	印	妻	印
事件簿番号		住所を定めた年月日		連絡先 電話 ()	
		夫 年 月 日	妻 年 月 日	自宅・勤務先[]・携帯	

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。

この届は、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。その日が日曜日や祝日でも届けることができます。(この場合、宿直等で取扱うので、前日まで戸籍担当係で確認をしておいてください。)

届書は、1通でさしつかえありません。

この届書を本籍地でない役場に出すときは、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書が必要ですから、あらかじめ用意してください。



宮若市

署名印	印	印
生年月日	年 月 日	年 月 日
住 所	番地 番 号	番地 番 号
本 籍	番地 番	番地 番

→ 「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

- ◎署名は必ず本人が自署してください。
- ◎印は各自別々の印を押してください。
- ◎届出人の印をご持参ください。

□には、あてはまるものに団のようにしるしをつけてください。

→ 外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつくられますので、希望する本籍を書いてください。

→ 左記のどちらにも該当がない場合は、空欄してください。

→ 再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。

→ 内縁のものはふくまれません。

